

各 位

一般社団法人 静岡県剣道連盟  
会 長 吉村 勝**第57回 静岡県年代別剣道選手権大会 要項**

標記の大会を次のとおり開催いたします。

## 記

- 1 期 日 令和2年4月12日(日) 午前9時00分受付 午前9時30分開始
- 2 会 場 静岡県武道館 (藤枝市前島2丁目10-1 TEL 054-636-2332)
- 3 主 催 静岡県剣道連盟
- 4 出場資格 静岡県剣道連盟登録会員で年齢は満18才以上の者。(但し高校生は除く)
- 5 試合方法及び審判規則、その他
  - ① 種 別 (イ)25才未満の部  
(ロ)25才以上35才未満の部  
(ハ)35才以上45才未満の部  
(ニ)45才以上55才未満の部  
(ホ)55才以上の部
  - ② 年齢基準日は令和2年4月1日現在とする。
  - ③ 試合方法は年代別によるトーナメント方式を原則とし個人戦とする。  
(組合せは主催者に一任のこと)
  - ④ 試合審判は全日本剣道連盟剣道試合・審判規則及び同細則で行う。
  - ⑤ 試合時間は4分、時間内に勝敗の決しない場合延長戦(時間を区切らず勝敗の決するまで)
- 6 申込方法 出場選手は下記申込み用紙で令和2年3月5日(木)迄に所属地区剣道連盟に参加料1,100円を添えて申込み、各地区剣道連盟はこれを一括して、3月14日(土)迄に静岡県剣道連盟事務局に申込みこと。  
(個人の直接県剣連への申し込み、及び締切後は理由のいかんを問わず受け付けない。)
- 7 表 彰 優勝、第2位、第3位(2名)に、賞状及び副賞を各年代ごとに授与する。
- 8 安全対策 (1) 選手は出場前に準備運動を行うと共に、竹刀等用具の点検をして、自他の事故防止に万全を期すること。  
(2) 事故発生の場合、県剣連は必要により応急処置をして、救急車又は病院の手配をする。  
(3) 県剣連は参加者(選手)全員1日傷害保険に加入するが、この保険は会場内における 事故に対応する保険であり、往復途上は含まない。  
(加入する保険は事故の全てを補償するものではない。)  
(4) 事故発生の場合、当日の受診は各人の健康保険で対応するので、健康保険証、又は写しを持参すること。
- 9 個人情報保護法への対応 申込書に記載される個人情報(所属連盟・氏名・生年月日・年令・称号・段位・職業等)は、本大会に利用する。尚、所属連盟・氏名・年令・段位等の最小限の個人情報は必要目的に合わせ、公表媒体(掲示用紙・ホームページ、広報)に公表することがある。  
更に剣道の普及発展のため、マスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。
- 10 注 意 (1) 申込後、出場できない場合は速やかに連絡のこと。尚、申込後は参加料の返金はしない。  
(2) 時間厳守のこと。開始時間内に手続きが完了していない場合は棄権とする。  
(3) 赤白の目印(タスキ)は各自で持参すること。  
(4) 出場選手・応援者は県武道館駐車場は利用できない。近隣有料駐車場若しくは公共交通機関を利用のこと。
- 11 その他 (1) 本大会は、第75回国体剣道競技(10月4日より鹿児島県)の候補選手の参考とする  
(2) 国体参加に際して監督(選手兼任)は日本体育協会の公認指導員資格が義務化されており選手選考では同資格が考慮されます。

# 第57回 静岡県年代別剣道選手権大会申込書

※ 各種別毎、用紙を分け記入のこと  
 ※ 年令基準日は令和2年4月1日現在

- イ 25才未満の部（平成7年4月2日～平成14年4月1日までに生まれた者）
- ロ 25才以上35才未満の部（昭和60年4月2日～平成7年4月1日までに生まれた者）
- ハ 35才以上45才未満の部（昭和50年4月2日以降～昭和60年4月1日までに生まれた者）
- ニ 45才以上55才未満の部（昭和40年4月2日以降～昭和50年4月1日までに生まれた者）
- ホ 55才以上の部（昭和40年4月1日以前に生まれた者）

No.	段 位	ふりがな 氏 名	生年月日	満才	所属団体 学校名	住 所	登録番号
			. .				—
			. .				—
			. .				—
			. .				—
			. .				—
			. .				—
			. .				—
			. .				—

上記のとおり参加料を添えて申し込みます。

令和2年 月 日

一般社団法人 静岡県剣道連盟  
 会 長 吉村 勝殿

申込（団体）責任者

連絡先電話

所属地区連盟

剣道連盟